

## バンク登録に係る任意団体の規約・会則の作成について

※1. 法人格のない任意団体の会則や規約は、特に決まった形式はありません。空き家等利活用希望団体への登録をご希望で、これから規約・会則を作成される方は、当記載例も参考に、メンバーの皆さんと話し合いながら作成してください。

※2. 記載例は「まずは少人数で活動をスタートする」「簡易な様式で規約をつくりたい」という場合を想定していますので、団体の状況に応じて適宜修正を行ってください。

※3. 神戸市では、NPO 法人の設立などに関する相談窓口を設置しています。NPO 法人の設立を検討の場合は、こちらもご参照ください。

【神戸市ホームページ】相談窓口のご案内

<https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/npo/ninshou/soudan.html>

### 記載例

#### 〇〇〇（団体名称）規約／会則

←規約／会則のいずれかを選択

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、神戸市〇〇区〇〇丁目〇〇町に置く。

←「会長宅とする」等でも構いません

（目的）

第3条 本会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とし、〇年〇月〇日設立する。

←目的を明確にすることによって、団体の存在意義を示す重要な部分です

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い次の事業を実施する。

←必要に応じて活動の内容を追加しましょう。

(1) 〇〇〇

(2) 〇〇〇

(3) その他、目的の達成に必要な活動

例) 高齢者の居場所づくり など

（会員）

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものと  
とする。

(3) 〇〇会員は、・・・

←「会員」は、必ずしもこの名称でなくても構いません。分かりやすい名称にしましょう。

（入会）

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 ○○○円
- (2) 賛助会員 ○○○円

(余剰金の不分配)

第8条 本会は余剰金の分配しないものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を○年以上納入しないとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 監事 ○人

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監事は、会の活動及び会計を監査する。

附則

1 この会則は、○年○月○日から施行する。

←「会費」でなくても構いませんが、運営資金(収入源等)を明らかにしましょう。

←空き家等利活用希望団体は非営利が要件のため、記載が必要です。

←任意で退会できるようにしましょう。

←役員名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。  
※「監査役」は他の役員を兼ねることはできません。